新旧対照表(広島市環境影響評価条例施行規則)

第1条~第34条 (略)

(都市計画決定権者が手続を行う場合の条例の読替え) は、条例第5条から条例第24条までの規定中「事業者」 とあるのは「都市計画決定権者」と読み替えるほか、次の 表のとおりとする。

現

行

21 21 3 2 7 30						
読み替	読み替					
える規	えられ	読み替える字句				
定	る字句					
		(略)				
条例第	同意(同意(都市計画法第18条第3項				
8 条 第		(同法第21条第2項において				
3 項第		準用する場合を含む。) 及び同法				
1号		第19条第3項(同法第21条第				
		2項において準用する場合及び				
		同法第22条第1項又は第87				
		条の2第4項の規定により読み				
		替えて適用される場合を含む。)				
		の規定による同意を除く。				
		 (略) 				

第36条~第57条 (略)

別表 (第2条関係)

(1)~(4) (略)

(5) 電気工作物の設置又は変更の工事の事業

区 分	要件
水力発	次の各号のいずれかに該当するもの
電所	(1) 設置の工事の事業であって、出力が1.
	5万キロワット以上であるもの
	(2) 変更の工事の事業であって、出力が1.
	5万キロワット以上である発電設備の新設
	を伴うもの

第1条~第34条 (現行に同じ。)

(都市計画決定権者が手続を行う場合の条例の読替え) 第35条 条例第35条第2項の規定による技術的読替え | 第35条 条例第35条第2項の規定による技術的読替え は、条例第5条から条例第24条までの規定中「事業者」 とあるのは「都市計画決定権者」と読み替えるほか、次の 表のとおりとする。

改

正

読み替	読み替				
える規	えられ	読み替える字句			
定	る字句				
	(現行に同じ。)				
条例第	同意(同意(都市計画法第18条第3項			
8 条 第		(同法第21条第2項において			
3 項第		準用する場合を含む。)			
1号					
		- <u></u> -			
		- <u></u> -			
		- <u></u> -			
		の規定による同意を除く。			
	(現行に同じ。)				

第36条~第57条 (現行に同じ。)

別表(第2条関係)

(1)~(4) (現行に同じ。)

(5) 電気工作物の設置又は変更の工事の事業

区 分	要件
水力発	次の各号のいずれかに該当するもの
電所	(1) 設置の工事の事業であって,出力が1.
	5万キロワット以上であるもの
	(2) 変更の工事の事業であって、出力が1.
	5万キロワット以上である発電設備の新設
	を伴うもの

	現 行		改正		
火力発	次の各号のいずれかに該当するもの		火力発	次の各号のいずれかに該当するもの	
電所	(1) 設置の工事の事業であって、出力が5万		電所	(1) 設置の工事の事業であって、出力が5万	
	キロワット以上であるもの			キロワット以上であるもの	
	(2) 変更の工事の事業であって、出力が5万			(2) 変更の工事の事業であって、出力が5万	
	キロワット以上である発電設備の新設を伴			キロワット以上である発電設備の新設を伴	
	うもの			うもの	
風力発	次の各号のいずれかに該当するもの		風力発	次の各号のいずれかに該当するもの	
電所	(1) 設置の工事の事業であって、出力が1,		電所	(1) 設置の工事の事業であって、出力が1,	
	500キロワット以上であるもの			500キロワット以上であるもの	
	(2) 変更の工事の事業であって、出力が1,			(2) 変更の工事の事業であって、出力が1,	
	500キロワット以上である発電設備の新			500キロワット以上である発電設備の新	
	設を伴うもの			設を伴うもの	
			太陽電	<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u>	
			池発電	(1) 施行区域の面積が10ヘクタール以上で	
_			<u>所</u>	ある設置の工事の事業	
				(2) 施行区域の面積が10ヘクタール以上で	
				ある変更の工事の事業であって, 発電設備	
				<u>の新設を伴うもの</u>	
備考		備	<u></u> 背考		

- 1 この表に掲げる水力発電所,火力発電所及び風力発電所 は,電気事業法(昭和39年法律第17 0号)第38条第3項に規定する事業用電気工作物に限る ものとする。
- 2 この表に掲げる水力発電所は、当該水力発電の設備にダ ム又は堰せきが含まれる場合においては、当該ダムの新築 又は当該堰せきの新築若しくは改築である部分を含むもの とする。

(6)~(13) (略)

(14) 工場又は事業場の新設又は増設の事業

件

製造業等に係る工場又は事業場の新設又は増設の事業 であって, 次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 新設の事業であって,形状変更区域の面積が10へ クタール以上であるもの
- (2) 増設の事業であって,増設の部分に係る形状変更区 域の面積が10ヘクタール以上であるもの

- 1 この表に掲げる水力発電所,火力発電所,風力発電所及 び太陽電池発電所は、電気事業法(昭和39年法律第17 0号) 第38条第2項に規定する事業用電気工作物に限る ものとする。
- 2 この表に掲げる水力発電所は、当該水力発電の設備にダ ム又は堰せきが含まれる場合においては、当該ダムの新築 又は当該堰せきの新築若しくは改築である部分を含むもの とする。

(6)~(13) (現行に同じ。)

(14) 工場又は事業場の新設又は増設の事業

製造業等に係る工場又は事業場の新設又は増設の事業 であって, 次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 新設の事業であって,形状変更区域の面積が10へ クタール以上であるもの
- (2) 増設の事業であって,増設の部分に係る形状変更区 域の面積が10ヘクタール以上であるもの

現 行

- (3) 新設の事業であって、排出ガス量が4万立方メートル以上であるもの又は排出水量が5,000立方メートル以上であるもの
- (4) 増設の事業であって、増設の部分に係る排出ガス量が4万立方メートル以上であるもの又は排出水量が5,000立方メートル以上であるもの

備考

 $1 \sim 4$ (略)

5 この表に掲げる工場又は事業場には、(5)の表火力発電所 の項_____に掲げる要件に該当する事業 及び_____火力発電所の専用設備の設置に該当する事業は、含 まないものとする。

(15)~(18) (略)

改正

- (3) 新設の事業であって,排出ガス量が4万立方メート ル以上であるもの又は排出水量が5,000立方メートル以上であるもの
- (4) 増設の事業であって、増設の部分に係る排出ガス量が4万立方メートル以上であるもの又は排出水量が5,000立方メートル以上であるもの

備考

 $1 \sim 4$ (現行に同じ。)

5 この表に掲げる工場又は事業場には、(5)の表火力発電所 の項<u>及び太陽電池発電所の項</u>に掲げる要件に該当する事業 並びに火力発電所の専用設備の設置に該当する事業は、含 まないものとする。

(15)~(18) (現行に同じ。)